

# 子ども・子育て支援 **新** 制度

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

この法律に基づいて、少子化や子育てをめぐる課題を改善し、子ども・子育て支援を総合的に進めていく「子ども・子育て支援新制度」が来年4月から全国でスタートする予定です。

新制度のスタートに伴う主な変更点についてお知らせします。

## 新制度の主なポイント

### 認定こども園の普及

幼稚園と保育園に加えて、両方のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。

### 質や量の向上

幼児期の教育や保育の「量の拡充」や「質の向上」のため、施設整備や人材の確保、処遇の改善を行います。

### 支援の充実

一時預かり、ファミリーサポートセンターなど、地域の子育て支援サービスの拡充を図ります。

## ●新制度のスタートに伴う変更点

### 利用手続きが変更になります。

入園手続きの際に世帯状況などを町が把握し認定を行うという流れが加わります。そのため、各施設での手続きの際に簡単な書類を提出していただくことになります。町が書類の内容を確認後、認定証を交付。入園が決定します。

- ※ 手続き場所や時期はこれまでと変わりません。
- ※ 現在各施設を利用している子どもも認定が必要になります。

●認定は、子どもの年齢や教育保育の必要性によって3つに区分されます。

年齢区分	保育の必要性	認定区分	利用できる施設
満3歳以上	なし	1号認定	認定こども園 または 幼稚園
	あり	2号認定	認定こども園 または 保育園
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定	認定こども園 または 保育園

※ 美波町では、保育園、幼稚園ともに認定こども園への移行を検討中です。

### 保育料の算定方法が変更になります。

これまでの保育料(利用料)は保育園では保護者の所得税を基に算定し、幼稚園は所得に関係なく一律でした。新制度の保育料(利用料)は保護者の町民税を基に算定します。

保育料(利用料)は国が定める基準を踏まえ町が決定します。(「保護者」とは、生計同一世帯の者全員含む)

- ※ 現行の料金と比較して、保護者負担が急増しないように配慮しながら、設定を行う予定です。
- ※ 施設によっては、保育料(利用料)のほかに教材費などを上乗せして徴収する場合があります。

【お問い合わせ先】 保健福祉課 ☎ 77 - 3614 教育委員会 ☎ 77 - 3620